

千賀の浦居宅介護支援事業所運営管理規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千賀の浦福祉会が開設する千賀の浦居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援・要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援のサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して、居宅介護支援サービスの提供を行う。

2 指定居宅介護支援事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、居宅介護支援サービスの提供を行う。

3 指定居宅介護支援の提供に当っては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。

4 事業の運営に当っては、市町村の関係課、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、特定相談支援事業者、介護福祉施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 千賀の浦居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 宮城県多賀城市鶴ヶ谷1丁目6番4号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び勤務内容は次のとおりとする。

- (1) 事業所長 1名（兼務）
所長は、事業所の業務運営の総合的管理を行う。
- (2) 管理者 1名（介護支援専門員兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び指定居宅介護支援の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握等を一元的に行うとともに、事業所の運営に必要な指揮命令を行う。

- (3) 介護支援専門員 2名以上とし、業務の状況に応じて増員する。

介護支援専門員は、第2条の運営の方針に基づく業務にあたる。

2 介護支援専門員は、利用者の数（要介護者の数に要支援者の数の3分の1を乗じた数を加えた数）が44名に対して1名を標準とし、その端数を増すごと1名を増員する。また、介護支援専門員が他業務と兼任することは差し支えないが、介護老人福祉施設の常任専従の介護支援専門員との兼務は行わない。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月31日より翌1月3日までは休業日とする。
- (2) 営業時間 午前8時45分より午後5時45分までとする。
- (3) 緊急対応 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（内容の説明及び同意）

第6条 事業所は、指定居宅介護支援事業の提供の開始にあたり、あらかじめ、利用者及びその家族に対して、運営規程の概要とその他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、ケアマネジメント契約書の内容に関する説明を行ったうえで、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。

（指定居宅介護支援の提供方法及び内容）

第7条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所

| 相 談 を 受 け る 場 所 | 所 在 地 |
|----------------------|-------------------|
| 千賀の浦居宅介護支援事業所 相談室 | 宮城県多賀城市鶴ヶ谷1丁目6番4号 |

上記及び利用者宅その他必要と認められる場所

- (2) 課題分析の手順

介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

- (3) サービス担当者会議

介護支援専門員は、サービス担当者会議を開催し、当該居宅サービス計画の原案内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

- (4) モニタリング（訪問等）

1ヶ月に1回以上（テレビ電話装置等を活用して行うこともできるものとする。但し活用する場合は文書により利用者の同意を得ることとする）

（利用料金）

第8条 介護サービス計画を提供した場合、厚生労働大臣が定める基準によるものと

- し、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは無料とする。
- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。
 - 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常事業の実施区域）

第9条 事業所の通常事業の実施区域は、多賀城市・塩竈市・七ヶ浜町・利府町・仙台市（宮城野区の一部）の区域とする。

（事故発生時の対応）

第10条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、速やかに利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（苦情対応）

第11条 事業所は、提供した指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため相談窓口の設置の他、必要な措置を講じるものとする。

（個人情報の保護）

第12条 事業所の介護支援専門員その他の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者はサービス担当者会議において、利用者の個人情報用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ておかななければならない。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

（虐待の防止に関する事項）

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する
- (3) 虐待の防止のための研修に従業者に対し定期的実施する
- (4) 虐待等について相談・報告できる体制及び苦情解決体制を整備する
- (5) その他虐待の防止のために必要な措置を講ずる
- (6) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を配置する
 - 2 事業者は、サービス提供中に、当該施設従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場

合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第 14 条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要事項を記載することとする。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第 15 条 事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(事業継続計画の策定等)

第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 17 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他の運営についての留意事項)

第 17 条 事業所は、事業所全体として、より質の高いケアマネジメントを実施するため定期的に居宅会議を開催するものとする。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 千賀の浦福祉会と居宅介護支援事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。